仕　様　書

１　件　　名　　令和５年度武蔵国 府中大使観光ガイドブック作製等事業委託

２　目　　的

本委託事業は、本市にゆかりのある著名人・団体やスポーツチームで、本市のPRにご協力いただいている「武蔵国　府中大使」との連携を強化し、本市の魅力を市内外に発信し、本市の観光資源のPR及びイメージアップにつながる観光ガイドブックを作製することにより、本市への来訪者数を増加させ、市内回遊を促進すること、また、市民の本市への愛着を醸成することで本市を推奨する市民の割合を増加させることを目的とする。

３　委託期間　　契約締結日の翌日　から　令和６年３月３１日　まで

４　委託内容

目的に合致する広報普及に必要な作業、調整、校正等、次の⑴から⑸までの内容を踏まえ、作業を行うこと。取材、調査、原稿作成、写真等の素材収集を含め、作製にかかる諸作業は本委託に含むものとする。なお、次の⑵から⑷の実施に当たっては、実施体制及びスケジュールを府中観光協会に提示し、了承を得ること。

⑴　概要

武蔵国　府中大使（可能な限り多くの個人・団体）への取材を行い、そこから発生する観光スポットやグルメなど、観光意欲を喚起するとともに、観光客が府中市を周遊しやすいような情報提供ができるものとすること。

内容については、府中市の魅力紹介にとどめることなく、地域ならではの隠れた観光名所や食事、土産などを楽しめるように配慮すること。

また、メインターゲットは首都圏を中心とした関東近郊に住む方（特にZ世代：1996年以降に生まれた若い世代）とし、本市の魅力を再発見できる切り口で紹介し、市民も楽しめるコンテンツとすること。

⑵　冊子の作製

必要な情報収集・整理を行い、それらの情報を基に、府中観光協会と適宜協議しながら冊子を作製すること。作製にあたっては、取材先への文章・レイアウト確認を除いて校正を２回以上行うこと。

なお、情報収集に当たっては、観光関連団体や関係行政機関等（以下「関係機関等」という。）と連絡調整の上、掲載情報等を検討すること。

主な掲載内容は次のとおりとするが、情報収集により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、盛り込むこと。

ア　文化施設（美術館・博物館・スポーツ施設等）・寺社・まち並み・地域の食・商業拠点・商店街・ビューポイント・お土産品・交通機関等を紹介すること。

イ　観光モデルコースの造成

（ｱ）受託者独自の企画力を駆使し、調査・研究して掲載すること。なお、次の例は参考である。

（例）・対象地域特有のテーマ性をもったコースの造成（文化・歴史・食等）

・交通手段（電車、バス、徒歩等）別や散策時間別コース（１日・半日等）の造成

・観光ポイントの基本コースから上級コースまで段階別ルートの造成

（ｲ）冊子を見てモデルコースを回った観光客がまち歩きを楽しみ、繰り返し訪れたくなるような魅力的な内容であること。

（ｳ）府中観光協会と十分に打合せの上、地域内に偏重が生じないようにルートを選定すること。

ウ　「純烈」が府中を語るロングインタビュー、メンバーがおすすめする市内スポットなどの特集記事を掲載すること

エ　イベント情報及びカレンダーの掲載

オ　施設案内

カ　アクセスガイド

対象地域にとって一般的又は便利な交通機関情報を紹介すること。

⑶　デザイン等

事業内容を十分踏まえた上で、次のとおり作製及びデザインすること。なお、表紙デザイン及び紙面デザインはそれぞれ３案程度を作製し、府中市観光プロモーション課及び府中観光協会と協議のうえ決定する。

ア　部数：３万冊

イ　仕様：両面カラー印刷、Ａ５判

ウ　頁数：表紙を含め４８頁程度

エ　その他

冊子の作製にあたっては、観光客の興味関心を喚起する素材を採用するものとし、折り方や紙質等を考慮するとともに、冊子本体への差し込み印刷物の採用等を想定し、印刷方法等について配慮すること。

⑷　ジングル動画、チラシ、ポスターの作製

本ガイドブックを紹介するジングル動画及びチラシ、ポスターを次のとおり作製する。なお、作製にあたっては、首都圏を中心とした関東近郊に住む方（特にZ世代：1996年以降に生まれた若い世代）をターゲットとし、本市の魅力を伝えながら冊子のPRに繋げるものとすること。

ア　ジングル動画

放映媒体として、横型は市内くるるビジョンやYouTube等を、縦型は市内183FUCHU FAN ZONEデジタルサイネージ等を想定して、市内外に向けたPRで活用できる内容として次の仕様で作製すること。

（ｱ）作品尺

３０秒

（ｲ）データ形式（横型、縦型の２種類作製すること）

・ファイル形式（横型、縦型共通）

H.264／MPEG－4AVC形式

・フレームサイズ
①横型　縦1080×横1920pixel
②縦型　縦1920×横1080pixel
・フレームレート（横型、縦型共通）
29.97 fps（　ドロップフレーム）
※他のフレームレートで搬入した場合、受託者が掲出可能な規格へ変換すること。
・音声レベルの搬入基準（横型、縦型共通）
平均ラウドネス値=－24KLFS / 最大値（ショートターム）＝－20KLFS
※音声レベルが基準値・最大値を超えている場合、受託者が掲出可能な規格へ変換すること。

（ｳ）その他

動画の作製にあたっては、府中市観光プロモーション課及び府中観光協会と内容を協議しながら行うものとし、内容の校正を２回以上設けることとする。

イ　チラシ

ガイドブックの表紙デザインを活用して、次のとおり作製すること。
また、作製にあたっては、府中市観光プロモーション課及び府中観光協会と内容を協議しながら行うものとし、内容の校正を２回以上設けることとする。

（ｱ）部数：Ａ４判　10万部
（ｲ）仕様：片面カラー印刷

ウ　ポスター

ガイドブックの表紙デザインを活用して、次のとおり作製すること。
また、作製にあたっては、府中市観光プロモーション課及び府中観光協会と内容を協議しながら行うものとし、内容の校正を２回以上設けることとする。

（ｱ）部数：Ｂ２判　200部
（ｲ）仕様：片面カラー印刷、Ｂ２判、Ａ４判（Ａ４判はデータ納品のみ）

⑸　留意点

ア　情報収集等により得られた有益と思われる内容を適宜提案し、府中観光協会と打合せの上盛り込むこと。
イ　ガイドブック掲載の文章は、公共の制作物の出典になり得る資料により作成すること。また、府中観光協会が確認のため出典資料を求めた際は、速やかに提出すること。
ウ　観光スポットやビューポイント等の紹介は、写真を利用するなど分かりやすいものとすること。
エ　第三者の著作物を利用して作製する場合は、第三者の許諾を事前に得ること。

5　納品物

次の成果物を納品すること。電子データは、OS：Windows10、11のPCで閲覧できるようにすること。ドキュメントは基本的にMicrosoft Officeで作製すること。

データについては、全ファイルウィルスチェックの上、ＣＤ－Ｒに保存し、２部納品すること（「Microsoft Office 2016」以上とする）。

⑴　冊子

仕様書内４⑶に定める内容について、作製・納品すること。

⑵　冊子データ

ア　アウトライン化前のデータ及びアウトライン化済のデータ

※　再編集、更新が可能であるよう、汎用性の高いソフトを利用すること。

イ　ＰＤＦ版データ

※　Ａ４判で印刷できること。

※　市ホームページ及び東京観光デジタルパンフレットギャラリーで掲載を予定するため、閲覧用として十分な軽量化を図ること。データ容量が大きい場合は、一括版と分割版で納品すること。

ウ　原版で使用した写真、画像等のデータ

⑶　ジングル動画

仕様書内４⑷アに定める内容について、作製・納品すること。

⑷　チラシ

仕様書内４⑷イに定める内容について、作製・納品すること。

⑸　ポスター

仕様書内４⑷ウに定める内容について、作製・納品すること。

⑹　報告書

作業工程表、打ち合わせ議事録を含め、一連の作業報告書を作成し、２部納品すること。なお、作業報告書は電子データ（Microsoft Wordファイル、Microsoft Excelファイル又はMicrosoft PowerPointファイル）も提出すること。

6　納品先

府中市生活環境部観光プロモーション課

〒183-8703　府中市宮西町2-24

7　権利の帰属

⑴　成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）の全ては、府中観光協会に帰属するものとする。受託者は市及びその指定する者に対して、成果物の著作者人格権の行使をしないこと。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。

⑵　成果物の作製にあたって、他人の著作権を含む知的財産権、肖像権その他のいかなる権利も侵害しないこと。万一問題が発生した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。

8　守秘義務

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩することのないよう十分に注意を払うとともに、次の事項について遵守すること。

⑴　知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。

⑵　万が一、事故が発生した場合は、直ちに府中観光協会に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。

⑶　その他、府中観光協会の指示により、必要な措置を講ずること。

9　支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

10　その他

⑴　受託者は、府中観光協会と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、確認を得、その内容を遵守すること。

⑵　受託者は、冊子作製に当たり、府中観光協会や関係機関等の打合せに際して、必要に応じて出席し、冊子の内容等について説明等を行うこと。これに係る資料について府中観光協会より依頼された場合は、受託者の負担において用意すること。

⑶　成果物について、納品後１年間を納品物の瑕疵担保期間とし、受託者は瑕疵担保責任を負うものとする。但し、瑕疵担保期間経過後であっても、受託者に故意又は重大な過失があった場合、受託者は府中観光協会に対しその責任を負うものとする。また、瑕疵担保期間中における冊子の運用、更新等の際、不具合等が発生し府中観光協会が要請した場合は、必要な情報の提供や調査等に協力すること。

⑷　事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに府中観光協会及び関係機関に報告すること。

⑸　委託業務を第三者に再委託する場合は、あらかじめ府中観光協会に協議の上、書面による承諾を得ること。

⑹　委託業務の実施に当たり、疑義が生じたときは、その都度、府中観光協会及び受託者の双方協議により定めるものとする。

⑺　本契約の履行に関する情報及び資料等について、府中観光協会が貸与したものは、事故のないよう保管し、契約履行後速やかに返却すること。

⑻　本委託業務に係る費用は、特に仕様書に明記するものを除き、全て契約金額に含むものとする。

⑼　その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、府中観光協会と協議の上、誠意をもって解決にあたること。不明な点があれば、担当者まで連絡すること。